第十八条の二十三の二第一項中「第二十六条の四第三項、第七項」を「第二十六条の四第四項、第八項」に改め、「模様替は、」の下に「当該増築、改築、修繕又は模様替が」を加え、「模様替で」を「模様替に該当するものであることにつき、」に改め、「を確定申告書に添付すること」を削り、「工事」を「もの」に改め、同条第二項中「第二十六条の四第五項（同条第六項）」を「第二十六条の四第六項（同条第七項）」に、「第十八条の二十一第十五項各号」を「当該工事が第十八条の二十一第十三項各号」に、「の区分に応じ」を「に該当するものであることにつき、」に改め、「を確定申告書に添付すること」を削り、「工事と」を「もの」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二十六条の四第八項」を「第二十六条の四第九項」に、「者は」を「ものは」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二十六条の四第九項第一号」を「第二十六条の四第十項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二十六条の四第九項第二号」を「第二十六条の四第十項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第二十六条の四第九項第三号」を「第二十六条の四第十項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二十六条の四第十項第四号」を「第二十六条の四第十一項第四号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第二十六条の四第十一項第四号」を「第二十六条の四第十二項第四号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第二十六条第二十五項第一号」を「第二十六条第二十六項第一号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項第一号中「その他の書類で」を「又は」に、「第二十六条の四第四項第三号」を「第二十六条の四第五項第三号」に改め、「いう」の下に「。第十八項第六号において同じ」を加え、「書類又は」を「書類若しくは」に改め、同項第二号中「法第四十一条の三の二第二項」を「施行令第二十六条の四第二項」に、「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額を証する」を「の額を証する書類、第一項又は第二項に規定する」に、「費用の額並びに同項」を「同条第二項に規定する費用の額及び法第四十一条の三の二第二項」に改め、「特定断熱改修工事等に要した」及び「規定する断熱改修工事等に要した」の下に「同項に規定する」を加え、同項第三号中「第二十六条の四第十項第四号」を「第二十六条の四第十一項第四号」に、「。第十六項第三号」を「。第十五項第三号」に、「同条第十項第四号」を「同条第十一項第四号」に改め、同号イ中「第二十六条の四第九項第一号」を「第二十六条の四第十項第一号」に、「同条第十項第三号」を「同条第十一項第三号」に改め、「対価の額」の下に「当該土地等の取得に関し、施行令第二十六条の四第二項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該対価の額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この号において同じ。」を加え、同号ロ中「第二十六条の四第九項第三号」を「第二十六条の四第十項第三号」に、「同条第九項第三号イ」を「同条第十項第三号イ」に改め、同号ハ中「第二十六条の四第九項第四号」を「第二十六条の四第十項第四号」に、「同条第九項第四号イ」を「同条第十項第四号イ」に改め、同号ニ中「第二十六条の四第九項第五号に」を「第二十六条の四第十項第五号に」に改め、同号ニ(2)中「第二十六条の四第九項第五号イ」を「第二十六条の四第十項第五号イ」に改め、同号ホ中「第二十六条の四第九項第五号に」を「第二十六条の四第十項第五号に」に改め、同号ホ(1)中「第二十六条の四第九項第五号ロ(1)」を「第二十六条の四第十項第五号ロ(1)」に改め、同号ホ(2)中「第二十六条の四第九項第五号ロ(2)」を「第二十六条の四第十項第五号ロ(2)」を「同条第九項第五号ロ(2)」に、「同条第十項第五号ロ(2)」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「同条第十二項中」を「同条第十一項中」に、「第一項に規定する書類、第十項各号に定める書類、次項に規定する書類又は第十五項に規定する書類」を「第九項各号」に、「第十八条の二十三の二第一項及び第二項に規定する書類並びに同条第十二項各号に定める書類」を「第十八条の二十三の二第十一項第四号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項第二号中「第二十六条の四第十一項第一号」を「第二十六条の四第十二項第一号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第十八条の二十三の二第十四項」を「第十八条の二十三の二第十三項」に、「第二十六条第九項第六号」を「第二十六条の四第十項第四号」を「第二十六条の四第十一項第四号」に、「前条第一項に規定する書類、同条第十項各号に定める書類、同条第十三項に規定する書類又は同条第十五項に規定する書類」を「前条第九項各号」に、「第十八条の二十三の二第一項に規定する書類並びに同条第十二項各号に定める書類」を「第十八条の二十三の二第十一項各号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項第四号中「）に要した」の下に「施行令第二十六条の四第二項に規定する」を加え、同項第五号を次のように改める。

五　第三号の住宅の増改築等に要した費用の額のうちに法第四十一条の三の二第二項に規定する高齢者等居住改修工事等に要した費用の額又は同項第二号に規定する特定断熱改修工事等に要した費用の額がある場合には、当該高齢者等居住改修工事等に要した同条第五項に規定する費用の額（当該高齢者等居住改修工事等又は特定断熱改修工事等の部分のうちに第一号に規定する申告書を提出する者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該費用の額及び当該費用の額のうち当該居住の用に供する部分の額）

第十八条の二十三の二第十九項第六号中「施行令第二十六条の四第四項第三号又は第二十項第三号に規定する」を削り、同項第九号中「第二十六条の四第二項各号」を「第二十六条の四第三項各号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「次条第十九項第八号」を「次条第十八項第八号」に改め、同項を同条第十九項とする。

第十八条の二十五第三項第一号中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改め、同条第四項中「第十八条の二十一第四項」を「第十八条の二十一第三項」に改め、同条第五項第四号中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改め、同項第六号中「第十八条の二十一第八項」を「第十八条の二十一第七項」に、「同条第九項」を「第十八条の二十一第八項」に改め、同条第六項中「第二十六条第九項」を「第二十六条第十項」に改め、同条第七項第一号中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改め、同条第八項中「第二十六条第十二項」を「第二十六条第十三項」に改める。

第十八条の二十六第二項第一号中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改め、同条第四項中「第十八条の二十一第四項」を「第十八条の二十一第三項」に改め、同条第五項第四号中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改め、同項第六号中「第十八条の二十一第八項」を「第十八条の二十一第七項」に、「同条第九項」を「第十八条の二十一第八項」に改め、同条第六項中「第二十六条第九項」を「第二十六条第十項」に改め、同条第七項第一号中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改め、同条第八項中「第二十六条第十二項」を「第二十六条第十三項」に改める。

第十九条の四第三項中「が法第四十一条の十二第九項第一号及び第七号に掲げる国債に該当するを「のその発行の日から償還期限までの期間が二月以内又は三月である」に、「には、」を「において」に、「五位未満」を「六位未満」に、「が同項第二号から第六号まで及び第八号に掲げる国債に該当する」を「の当該期間が六月又は一年である」に、「六位未満」を「五位未満」に改め、同条第五項中「第四十一条の十二第九項第九号」を「第四十一条の十二第九項第二号」に改める。

第十九条の六中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とする。

第十九条の七第一項第一号ロ中「第百六十四条第一項第一号リに掲げる委託手数料」を「第七十四条第一項に規定する手数料等」に改める。

第十九条の十の二の次に次の二条を加える。

（認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十の三　法第四十一条の十八の二第二項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書及びその寄附金を受領した認定特定非営利活動法人（同条第一項に規定する認定特定非営利活動法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）の次に掲げる事項を証する書類（その寄附金を支出した者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）を添付しなければならない。

一　その寄附金の額

二　その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日